解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年八月二十八日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年九月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月八日

東京都世田谷区桜上水四丁目一番三七号

桜上水団地管理組合法人

清算人　長谷川佳壽子

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十三年八月二十三日石川県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年九月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月八日

石川県河北郡内灘町字宮坂に一番地九

内灘町内灘北部地区土地区画整理組合

清算人代表　中居　治

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十三年八月十九日半田市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年九月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月八日

愛知県半田市宮路町二一五番地の二

半田板山土地区画整理組合

清算人代表　岩橋　栄三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道旭川市五条通九丁目右二号、最後の住所北海道旭川市五条通九丁目一七〇三番地　被相続人　亡　三上　智久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月八日

北海道旭川市東旭川北一条四丁目一五番二一号　相続財産管理人　阿部　一喜

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市手稲区前田一〇条一〇丁目五番、最後の住所札幌市西区発寒一二条三丁目四番三―五〇二号　被相続人　亡　片谷　昌司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月八日

事務所札幌市中央区北二条西三丁目一番地　相続財産管理人　髙川　絵里

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道上磯郡木古内町字木古内二〇七番地の三九、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　浅水　功

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月八日

北海道函館市梁川町一番五号　相続財産管理人　窪田　良弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県利根郡片品村大字築地六番地、最後の住所埼玉県上尾市大字地頭方四四六番地の一〇　被相続人　亡　桑原　誠二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月八日

埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目一〇番三号イチカワビルＶ五階　立石法律事務所　相続財産管理人　弁護士　立石　雅彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区両国四丁目二番地二、最後の住所埼玉県川口市榛松一丁目九番五〇号　被相続人　亡　平野　雄司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月八日

埼玉県さいたま市大宮区大門町三丁目六〇番　相続財産管理人　中野　仁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区西嶺町二番、最後の住所埼玉県春日部市豊町五丁目一〇番地二五　被相続人　亡　厚地千代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月八日

埼玉県草加市谷塚町六一五番地　相続財産管理人　弁護士　関　昌央

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県柏市松ケ崎一一九四番地七一、最後の住所東京都葛飾区奥戸九丁目二番二〇―一〇六号ライオンズマンション小岩第五　被相続人　亡　四ツ島　守

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月八日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号丸の内マイプラザあさひ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　宮村　啓太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区天沼二丁目二九一番地、最後の住所東京都杉並区本天沼三丁目一七番八号ペネンシィラ安島一〇一　被相続人　亡　濱田　隆士

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月八日

東京都港区西新橋一丁目五番一四号信栄堂ビル七階あきつ総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　奥平　哲彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県西宮市若草町二丁目九一番地三、最後の住所兵庫県西宮市高須町一丁目一番六―二一五号　被相続人　亡　青野　佳人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月八日

東京都港区西新橋一丁目六番一三号虎ノ門吉荒ビル三階野邊寛太郎法律事務所　相続財産管理人　弁護士　野邊寛太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県周智郡森町森二一九番地一、最後の住所川崎市多摩区宿河原四丁目四番六号　被相続人　亡　栗田　光美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月八日

川崎市川崎区東田町五番地三　ホンマビル四階　市役所通り法律事務所　相続財産管理人　弁護士　伊藤　諭

第27期決算公告

平成23年6月20日

山梨県北杜市須玉町穴平1100番地

株式会社ミラプロ

代表取締役　津金　洋一

貸借対照表の要旨（平成23年3月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	6,755
	固定資産	6,730
	合計	13,485
負債及び純資産の部	流動負債	7,368
	固定負債	3,783
	株主資本	2,357
	資本金	98
	資本剰余金	3
	利益剰余金	2,257
	その他利益剰余金	2,252
	（うち当期純利益）	(64)
	評価・換算差額等	△23
	合計	13,485